

1. 案件名（国名）

国名：ネパール連邦民主共和国

案件名：カトマンズ盆地強靱化のための防災行政能力強化プロジェクト

The Project for Strengthening Disaster Risk Governance for Resilience in the Kathmandu Valley

2. 事業の背景と必要性**（1）当該国の防災に係る現状・課題及び本事業の位置付け**

ネパール連邦民主共和国は、インドプレートとユーラシアプレートが衝突する地帯に位置し、世界でも有数の地震帯であり、首都を擁するカトマンズ盆地では、大きな地震による災害が度々発生している。2015年4月25日に発生した、首都カトマンズの西76km、インドプレートとユーラシアプレートの境界を震源とする2015年ネパール地震（Mw7.8）は、約8,900人の死者と約2万2000人の負傷者をもたらした。また住宅の倒壊や道路をはじめ、橋、病院、学校などのインフラの被害にくわえ、カトマンズの旧王宮があるダルバール広場などの歴史的な建造物や世界遺産の寺院も大きな損傷を受け、広い範囲に人的・物的被害をもたらした。

災害リスク削減への対応を図るためにネパール政府は、中央防災責任機関となる国家減災庁（仮称）（National Disaster Risk Reduction Management Authority, NDRRMA）の設立などを規定した防災法を2017年10月に施行し、2018年には国家災害リスク削減政策や国家災害リスク削減戦略実施計画を策定した。2018年の連邦制移行後、各州政府や地方政府は、防災法の制定や防災委員会の設置、地方防災計画の策定に取り組んでいる。しかしながら、NDRRMAはまだ設立の準備中であり、連邦政府、州政府、地方政府ともに、災害リスク削減事業よりも事前準備・緊急対応が取り組みの中心となっており、防災行政の体制構築と能力強化、災害発生後の緊急対応から災害リスク削減への方向転換が必要とされている。

JICAの技術協力「カトマンズ盆地における地震災害リスクアセスメントプロジェクト」（2015～2018年）で、カトマンズ盆地における地震ハザード評価や地震リスク評価を実施した結果、公共施設や橋梁・主要道路にも大きな被害が出る可能性があることが確認された。全人口の1割が集中し、国全体の3分の1以上の経済が集中することから、カトマンズ盆地の強靱化のためには、災害が起こる前に事前に公共施設や主要道路などのクリティカルインフラにおいて、

政府予算を投じてリスク削減・強靱化（事前防災投資）を図り、事前防災投資の仕組みを構築する必要性が求められており、防災行政強化を図る本事業の協力の必要性は高い。

（２）当該国における防災分野の開発政策と本事業の位置づけ

ネパール政府は、2017年の防災法に基づき既に国家防災委員会を設置し、また中央防災責任機関となる NDRRMA の設立も準備しており、NDRRMA が関係機関の連携・調整を担い、国家災害リスク削減戦略実施計画の確実な実行に取り組もうとしている。州政府と地方レベルでも、防災法の制定や防災委員会の設置、地方防災計画の策定、防災基金の設置など防災行政体制の整備を行っている。本事業は、新しく設立される NDRRMA を中心とした防災行政能力を強化し、具体的な防災投資をカトマンズ盆地で実施できるよう、災害リスク削減の体制強化のための事業として位置づけられる。

本事業で支援する NDRRMA の能力強化と地方政府での災害リスク削減の主流化は、2015年3月の第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組（2015～2030）」¹の優先行動2である「防災リスクガバナンスの強化」²に貢献する。また本事業では、具体的な防災投資をカトマンズ盆地内で実施するための体制整備に取り組むため、上記枠組の優先行動3「強靱化に向けた災害リスク削減のための投資」にも資するものである。

（３）防災セクターに対する日本政府や JICA の協力方針等と本事業の位置づけ

対ネパール国別開発協力方針（2016年9月）では、「ハード及びソフト両面にわたる震災復興及び災害に強い国づくり」が4つの援助重点分野の1つとして位置づけられている。JICA国別分析ペーパー（2014年11月）でも、防災を含む経済成長のための社会基盤・制度整備事業を援助重点分野として支援することが明記されている。このほか、JICAは、「より良い復興（Build Back Better）」の考え方に基づいて、もとに戻す単なる復興ではなく、災害のリスクを低減するための事前投資を取り入れた復興を進めている。したがって、本事業はこれらの方針及び分析に一致するものである。

また、本事業はネパールにおける災害リスクの低減に貢献することから、SDGs のゴール1「あらゆる形態の貧困の撲滅」、ゴール11「包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築」の達成にも資するものであり、仙台防災枠

¹ https://www.preventionweb.net/files/43291_sendaiframeworkfordrren.pdf を参照。

² 仙台枠組を主導した日本政府や JICA は、災害時の緊急対応だけでなく、事前の防災投資は費用対効果が高く持続可能な開発となることから、長期的な視点に立った予防防災投資が重要と説いた。

https://www.jica.go.jp/publication/mundi/1810/201810_04.html を参照。

組グローバルターゲット(e)「2020年までに国家・地方の防災戦略を有する国家数を大幅に増やす」にも貢献する。

(4) 当該セクター／地域における他の援助機関の対応

主な援助機関の防災分野での支援状況は以下のとおりで、現時点で本事業と重複するものはない。

国連開発計画(UNDP)は内務省に対して、国家災害リスク削減政策や国家災害リスク削減戦略実施計画の策定に関する技術支援を実施した。また、2018年にはNDRRMAの設立に向けた組織管理調査を実施し、NDRRMAの組織体制に関する提言を行った。

世界銀行は「都市強靱化のための投資プロジェクト」で、カトマンズ盆地外の1州、3州、ガンダキ州(4州)、5州の小規模な17市を対象として、都市災害リスクに関連する法規の策定、強靱な住宅建設に関するガイドラインの作成など各市の能力向上を目指している。連邦制移行に伴う混乱でパイロット市全体の体制整備が進んでいないことから、現時点では緊急対応に特化した活動を行っている。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、①NDRRMAの災害リスク削減に資する行政能力の強化、②カトマンズ盆地内での災害リスク削減優先事業の実施に必要な基本的な仕組みの整備、③カトマンズ盆地内の地方政府に対する災害リスク削減の主流化の推進を実施することにより、中央の防災責任機関として新設されるNDRRMAを中心に、カトマンズ盆地の災害レジリエンス化を図り、もって災害リスク削減に資する投資促進のための防災行政能力の強化に寄与するもの。

※NDRRMAが設立されるまでは内務省を実施機関とするが、NDRRMAが設立され次第、NDRRMAを実施機関とする。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

カトマンズ盆地³

(3) 本事業の受益者(ターゲットグループ)

直接受益者：内務省災害対策管理局職員、NDRRMA関係局職員、カトマンズ盆

³ 大都市2市(カトマンズ、ラリトプール)と16市(シャンカラプール、カゲシュオリ・マナハラ、ゴカルネショール、ブダニールカンタ、トカ、タラカネショール、ナガルジュン、キルティプール、チャンドゥラギリ、ダクチンカリ、チャングナラヤン、バクタプール、マッディヤプール・ティミ、スルヤビナヤーク、マハラクシュミ、ゴダワリ)

地内 18 市職員（約 30 人）

最終受益者：カトマンズ盆地内の住民（約 250 万人）

(4) 総事業費（日本側）

約 4.4 億円

(5) 事業実施期間

2020 年 3 月から 4 年間を予定

(6) 事業実施体制

実施機関：内務省/NDRRMA

協力機関：連邦地方開発総務省、都市開発省

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

- ① 専門家派遣（合計約 80M/M）：①総括/災害リスクガバナンス、②構造物対策（公共建物）、③構造物対策（インフラとライフライン）、④防災組織強化、⑤プロジェクト実施監理・調整、⑥地方防災計画/非構造物対策、⑦地方防災実施、⑧広報/業務調整
- ② 研修員受け入れ：本邦研修

2) ネパール側

- ① カウンターパートの配置：内務省/NDRRMA の職員
- ② 施設・機材の提供：プロジェクト用の執務室
- ③ ローカルコスト負担：プロジェクト執務室光熱費、カウンターパートの給与・日当など

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 日本の援助活動

【技術協力プロジェクト/開発調査型技術協力プロジェクト】

- 「ネパール国カトマンズ盆地都市交通改善プロジェクト」（2014～2015 年）で、総合都市交通マスタープランを策定した。
- 「カトマンズ盆地における地震災害リスクアセスメントプロジェクト」（2015～2018 年）で、地震のハザード・リスク評価を行い、評価結果をふまえた災害リスク削減対策のロードマップの作成と、対象 3 市（ラリトプール、バクタプール、ブタニールカクタ）の地方防災計画の策定を支援した。

- 「ネパール地震復旧・復興プロジェクト」（2015～2019年）で、カトマンズ盆地強靱化計画を策定した。
- 「ネパールヒマラヤ巨大地震とその災害軽減の総合研究プロジェクト」（2015～2021年）では、地震ハザードの高度情報に基づき地震災害を軽減する基盤の構築に取り組んでいる。

【無償資金協力】

- 「ネパール地震復旧・復興計画」（2016～2019年）で、カトマンズ盆地2病院の再建、ゴルカ郡における橋梁の整備とシンドパルチョーク郡における導水管の再建を行った。

【有償資金協力】

- 「緊急住宅復興事業」（2015年～）と「緊急学校復興事業」（2015年～）で、「より良い復興」の理念に基づいた住宅・学校の早期復興を行っている。

2) 他援助機関等の援助活動

2. (4) のとおり。

(9) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：C
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性や影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響はないと判断される。

2) 横断的事項

なし

3) ジェンダー分類： ●【対象外】■ (GI) (ジェンダー主流化ニーズ調査・調査分析案件)

<活動内容／分類理由>

詳細計画策定調査を実施した結果、本案件では、災害リスク削減対策を検討する際に、女性の参加を促し、女性の意見を聞く機会を設ける予定ではあるものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体

的な取り組みを計画に含めるに至らなかったため。

(10) その他特記事項

特になし。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標

災害リスク削減に資する投資の実施により、災害に対するレジリエンスが高まる。

【指標及び目標値】

- 災害リスク削減投資事業 X*件が、NDRRMA**と関係省庁の年間計画に組み込まれる。

*注)目標値 X は、プロジェクト1年目の JCC で協議・設定する。

**注)プロジェクト1年目で NDRRMA が立ち上がっていない場合は、内務省

(2) プロジェクト目標

災害リスク削減に資する投資事業促進のため、防災行政能力が強化される。

【指標及び目標値】

- NDRRMA により主導された災害リスク削減優先事業が X*件となる。
- 関係省庁、第3州政府、カトマンズ盆地内の地方政府、学術研究機関やその他関係者との連携・調整の仕組みが、NDRRMA で内包化される。

*注)目標値 X は、プロジェクト1年目の JCC で協議・設定する。

(3) 成果

成果1 NDRRMA の災害リスク削減に関する行政能力が強化される。

成果2 カトマンズ盆地内での災害リスク削減優先事業の実施に必要な基本的な仕組みが整備される。

成果3 災害リスク削減の主流化をカトマンズ盆地内の地方政府で推進させる。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ネパール側からプロジェクトのカウンターパートが配置される。

(2) 外部条件

- NDRRMA が設立される。

- 関係省庁とカトマンズ盆地内の地方政府がプロジェクトに協力する。
- プロジェクト実施に甚大な被害を及ぼす自然災害が、プロジェクト実施期間中に発生しない。
- 防災法の規定に即して、NDRRMA が機能できるよう関係省庁、その他関係機関が継続的に協力する。
- 災害リスク削減に関する国の政策が大幅に変更されない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

フィリピン「災害リスク軽減・管理能力向上プロジェクト」の事後評価では、実施機関が過渡的な組織体制だったことから、組織体制の変化に応じた柔軟な事業計画の変更や事業完了後の成果品の管理体制の整備が重要との教訓を得ている。

本事業では、設立準備中の NDRRMA が、関係省庁や地方政府とも連携・調整しながら災害リスク削減に資する防災体制を構築し、防災行政能力を強化することを目指している。実施機関は内務省だが NDRRMA が設立され次第、NDRRMA に変更する予定であり、NDRRMA の設立状況や取り巻く環境に応じて、柔軟に事業計画を変更することが重要である。そのため、JCC の開催に合わせ、定期的に PDM や PO の内容をレビューし必要に応じて改訂する。

7. 評価結果

本事業は、ネパールの開発計画、防災に関する政策、開発ニーズ、我が国及び JICA の協力量針・分析に合致しており、計画の適切性も認められることから、実施の意義は高い。また、SDGs のゴール 1「あらゆる形態の貧困の撲滅」、ゴール 11「包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築」の達成にも貢献すると考えられることから、JICA が本事業を実施する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 1 年以内 指標の目標値の設定

事業完了 3 年後 事後評価

以上